

令和8年度公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）実施要領

1 趣旨

この要領は、盛岡市市民協働推進事業補助金交付要綱（令和8年告示第205号）第2第2号に規定する公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

市が社会的・地域的な課題と考えるテーマに基づき、市民活動団体等からの企画提案により実施する公益的な事業を支援することにより、市の社会的・地域的課題の解決並びに市民活動団体等及び市の協働を推進することを目的とする。

3 概要

市は、市があらかじめ設定したテーマに基づき市民活動団体等から事業を募集し、その中から公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）として選定した事業（以下「選定事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

4 募集する事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる次のテーマに基づく事業。

<p>テーマ 1</p> <p>地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組</p> <p>（市担当課：市長公室 企画調整課都市戦略室）</p>	<p>（テーマ設定・募集の意図） 市は、盛岡市シティプロモーション指針及び第2期盛岡市シティプロモーション推進計画を策定し、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を活用するとともに、都市としての良好なイメージや知名度（都市ブランド）を高めることにより、盛岡を愛する人を増やし、選ばれる都市となることを目指しています。 ニューヨークタイムズ紙「2023年に行くべき52か所」に選出された知名度向上の効果を継続させる必要があることから、評価されたまちの文化と日常に詰まっている魅力を地域や市民とともに発信し、選ばれる都市から選ばれ続ける都市へ変化していくことを目指すものです。</p> <p>（事業例）</p> <ul style="list-style-type: none">・地域と地域の魅力をつなぐコンテンツの作成とSNSや動画配信サイトを活用した発信・喫茶店や麺など町に根付く文化や歴史的建造物の発信・地域の人や文化と触れることができるイベントの実施・盛岡の特産等を活用した文化や魅力の発信
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>テーマ 2</p> <p>若者及び子育て世代 へ向けた防災意識の 向上への取組</p> <p>(市担当課：総務部 危機管理防災課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 防災意識の向上については、毎年実施する総合防災訓練のほか、自主防災組織や町内会・自治会が実施する防災訓練の支援や防災講座の開催などを通じ取組を進めていますが、そのような場に若者や子育て世代の参加が少ないのが現状となっています。 市の防災力の向上のためには、多くの市民による「自助・共助」の取組が必要となることから、若者や子育て世代をターゲットにした、防災への関心を高めてもらう事業を募集するものです。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食に注目した防災講座（ローリングストック、非常食） ・防災マップの見方を知る事業（住宅建設を考えている世帯向け） ・防災グッズの製作ワークショップ ・ゲーム型の防災訓練（位置情報ゲーム活用、スタンプラリーなど） ・親子向け防災情報冊子の作製
<p>テーマ 3</p> <p>商業・サービス業を 支える盛岡らしい文化 を起点とした「街 なか」の賑わい創出</p> <p>(市担当課：商工労働部 経済企画課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 「第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン」においては、盛岡が持つ様々な魅力的な要素をつなぎ、相乗効果を生み出すとともに、街なかの回遊性の向上に向けて、各般の取組を行っているほか、徒歩圏内に様々な魅力的要素が点在している盛岡のまちづくりがグローバルな視点で再評価されており、これらの担い手として生産者、商業者の役割が大きい状況です。 こうした背景を踏まえ、当市の魅力をさらに高めていきたいという志を持ち、商業・サービス業が支える盛岡らしい文化を起点として「街なか」の賑わいを創出するためのイベント等を実施する市民等の取組を募集し、その取組を後押しすることにより、街なかの賑わいを創出することを目的とします。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡の魅力を発信し、「街なか」の賑わい創出につながるイベントの実施
<p>テーマ 4</p> <p>若者との連携を起点 とした「街なか」の 活性化</p> <p>(市担当課：商工労働部 経済企画課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 「盛岡市総合計画」では人口減少社会の地域経済において、若者の地元定着に関する課題を取り上げています。しかし、これまでの事業実施を通し、若者との意見交換機会の際に、若者の街なかへの親近感や来街頻度などを伺ったところ、自ら主体的に関わる機会は少なく、地域との接点が限定的であるという声が多く聞かれたところです。 こうした背景から若者と街なかの商店街団体等が連携し、事業実施を通じて、若者の地域への愛着及び参画意識を醸成するとともに、若者の視点や行動力を街なかに取り入れることにより、新たな賑わいや消費機会の創出など、街なかの活性化に寄与することを目的とします。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者と街なかの商店街団体等が連携した事業の実施

<p>テーマ 5</p> <p>道の駅もりおか渋民における「防災×環境×教育」イベントの実施</p> <p>(市担当課：玉山総合事務所 産業振興課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図)</p> <p>道の駅もりおか渋民は「つどう、つながる、つむぎあう」をコンセプトに、多様な主体の交流を通じて学びと価値創出を生む地域拠点を目指しています。令和7年12月、民間企業よりポータブル電源およびソーラーパネルの寄贈を受け、平時活用の実証を開始しました。これらは防災に加え環境を学ぶ教材としても有効であり、子どもから大人までを対象とした誰もが楽しく気軽に参加できる教育的活用により、同駅の理念である「学びの場」と「新たな価値創出」の実現が期待されます。このイベントを実施するにあたり、専門性を有する企業・団体を公募し、「防災×環境×教育」のかけ合わせによる誰もが参加できるイベントとすることにより、学びと活用方法の提供、新たな価値創出を目指すものです。</p>
	<p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが楽しめる「イザ！カエルキャラバン！」イベントによる防災教育・訓練の実施 ・ポータブル電源やソーラーパネルを使った体験型イベントによる防災教育（使用方法や消費電力量を使ったワークショップ） ・東日本大震災や能登半島地震の状況や復興を紹介するパネル展示 ・道の駅もりおか渋民での防災キャンプの実施 ・近隣大学の復興支援学生団体の活動紹介・イベント共同運営

5 応募要件

- (1) 市民を対象とし、かつ市民ニーズが反映された事業であること。
- (2) 特定の個人や団体の利益に資する事業でないこと。
- (3) 提案する事業が市を含む法人等の補助を受けていないこと。
- (4) 提案する事業のテーマを設定した市担当課と、事業の目的や実施内容、役割分担等について、事前に協議を済ませていること。
- (5) これまでの選定事業と同一の目的及び内容となる事業の場合は、通算で3回以内であること。
- (6) 令和9年3月24日（水）までに事業を完了すること。

6 応募者の資格

- (1) 盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績があり、提案する事業を確実に遂行できる市民活動団体等であること。
- (2) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 実施事業のプロセス、効果、課題等について検証した結果を公表することについて同意できること。
- (4) 未成年(18歳未満)が代表者である団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

7 補助対象経費

- (1) 提案する事業を実施するために、直接必要な経費。なお、団体の運営経費は対象外とする。
- (2) ボランティアとして参加する者の賃金は経費に算入しても構わないが、

積算するにあたってはその団体が雇用している臨時職員の賃金の単価を使用すること。

(3) 備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外とする。

8 補助額

補助額は、補助対象経費の5分の4以内とする（その額が40万円を超えるときは、40万円まで）。ただし、補助対象経費が10万円未満の事業については補助対象経費の額、10万円以上12万5,000円以下の事業については10万円とする。

なお、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

9 応募方法

(1) 応募期限

令和8年5月8日（金）17時（必着）

(2) 必要書類

次の書類を持参又は郵送で提出すること。

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 団体の概要（様式第4号）

オ 事業実施に向けたチェックシート（様式第5号）

カ 定款、会則又はこれに代わるもの（任意様式）

キ 前年度の事業報告書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から1年に満たない場合を除く。）

ク 前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から1年に満たない場合を除く。）

ケ 参考資料（団体のパンフレット等）

(3) 提出先

盛岡市内丸12番2号 盛岡市市民部市民協働推進課協働推進係

(4) その他

ア 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。

10 選考方法

(1) 応募された事業は、市民協働推進課において一次審査を行い、応募要件を全て満たしているか確認を行う。なお、書類の差替えは、応募期限の令和8年5月8日（金）17時まで可能とする。

一次審査の結果は、選考委員会の詳細と併せて、応募者及び協働担当課

あて文書にて通知する。

- (2) 書類審査で応募要件を全て満たしていることを確認された事業は、市民協働推進事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類及び公開プレゼンテーションを元に審査を行う。選考委員会は5月下旬頃の開催を予定しているが、応募者及び協働担当課は選考委員会に出席すること。

※選考委員会の日程及び審査方法は変更になる可能性あり。

- (3) 選考委員会において上位の評価を受けた事業から順に、予算の範囲内で、選定事業及び補助額を決定する。
- (4) 補助申請額が予算残額を超える場合は、応募者と協議して補助額を決定する。
- (5) 選考委員会の評価が一定の基準に満たない場合は、予算の範囲内であっても補助金交付対象外とする。

11 選考基準

- (1) 市民のニーズに合っているか。
- (2) 公益的な事業であるか。
- (3) 実現性がある事業計画となっているか。
- (4) 予算の見積もりは適正か。
- (5) 事業実施後の団体の運営に持続性があるか。
- (6) 将来的な事業効果が見込めるか。
- (7) 独創性のある事業であるか。
- (8) 応募者と市が協働することにより相乗効果が期待できるか。

12 関係書類の保管等

選定事業の事業者は、事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、選定事業完了後、5年間保管すること。

13 その他

- (1) 選定事業を実施するに当たっての詳細事項について、市との協議が整った後に補助金を交付する。なお、選定後に事業内容の一部変更を申し出た場合、当初計画書及び予算書に記載のない事業に係る費用については、原則として補助対象外とする。
- (2) 選定事業の事業者は、事業終了後は、実施事業のプロセス、効果、課題等について検証の上、事業報告書を令和9年3月31日（水）までに市に提出すること。

※選定事業の事業者と市担当課の双方で上記検証を行い、その内容を共有すること。

- (3) 市が主催する事例発表会や市公式ホームページ等で、事業の成果などの報告を求めることがあるので協力すること。
- (4) 選定事業の実施に際し、「盛岡市市民協働推進事業補助金」を活用した事業であることを公表すること（チラシやパンフレット、ポスターなどの印刷物、看板、成果物に明記すること。）。